

見直し前	見直し後（棒線が見直し部分）
選択肢に係る判断基準は、以下に示すとおりである。	<p>選択肢に係る判断基準は、以下に示すとおりである。</p> <p><u>この中で、必要に応じ、「具体的な対象例」等として、具体的な機能障害や疾病等を示している。</u></p> <p>※ <u>この機能障害や疾病等は、例示であることから、「具体的な対象例」で示す支援の必要性が、例示にない機能障害や疾病等により、発生する場合もあると考える。そのような場合は「具体的な対象例」に該当するものとみなして取り扱うこととされたい。</u></p>
身体障害者更生施設支援	<p>身体障害者更生施設支援</p> <p>ア. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援 洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、洗顔や歯磨き等の一連の行為について介助を必要とする。</p> <p>② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する一連の行為に係る習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。</p> <p>[各選択肢の基準]</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りまたは確認を必要とする。</p> <p>(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。（以下、（ウ）は変更がないため省略。）</p> <p>ア. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援 洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害や内部障害等により、洗顔や歯磨き等の何らか一連の行為について介助を必要とする。</p> <p>② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する一連の行為に係る習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。</p> <p>[各選択肢の基準]</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、<u>ほぼ</u>全面的な介助や支援を必要とする。</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。<u>または、全般にわたり見守りや確認を必要とする。</u></p> <p>(ウ) 支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。（以下、（ウ）は変更がないため省略。）</p>

<p>オ. 通院に関する援助</p> <p>腎機能障害や呼吸器障害等の内部障害により定期的な受診を必要としたり、または、てんかん等の発作を起こす危険があるため、通院支援を必要としているかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：通院に際しては常に付き添い等の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：通院に際してはときどき付き添う等の支援を必要とする。</p>	<p>オ. 通院に関する援助</p> <p>腎機能障害や呼吸器障害等の内部障害により定期的な受診を必要としたり、または、てんかん等の発作を起こす危険があるため、通院支援を必要としているかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：通院に際しては<u>ほぼ毎回</u>付き添い等の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：通院に際してはときどき付き添う等の支援を必要とする。</p>
<p>身体障害者療護施設支援</p> <p>ア. ベッド上での起床及び就寝の介助</p> <p>四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上での起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：全く自分ではできず、全介助を必要とする。</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用して、全て自分でできるわけではなく、途中までできても最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。</p>	<p>身体障害者療護施設支援</p> <p>ア. ベッド上での起床及び就寝の介助</p> <p>四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、ベッド上での起き上がり（仰臥位から上半身を起こす。）やベッドへ横になることに支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：全く自分ではできず、<u>ほぼ全</u>介助を必要とする。</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：ベッド柵、ひも、サイドレール等を利用して、全て自分でできるわけではなく、途中までできても最後の部分で介助が必要になる等、一部介助を必要とする。</p>
<p>ソ. 健康管理に関する支援</p> <p>健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>具体的な対象例としては、</p> <p>① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。</p> <p>② 糖尿病や高血圧症等の疾病のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による毎日の健康管理または栄養</p>	<p>ソ. 健康管理に関する支援</p> <p>健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>具体的な対象例としては、</p> <p>① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす、<u>または慢性疾患がある</u>等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態等のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。</p> <p>② 糖尿病や高血圧症等の疾病や内部障害のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 每日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による毎日の健康管理または栄養</p>

<p>管理を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理をときどき必要とする。</p>	<p><u>管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週のうち半分以上</u>の日数について必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理（医師等の指示に基づき生活支援員等が行う場合を含む）を週1日以上必要とする。</p>
<p>身体障害者授産施設支援（入所）</p> <p>カ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援 入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。</p> <p>② 入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。</p> <p>③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されておらず、見守り等の支援を必要とする。</p> <p>[各選択肢の基準]</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。あるいは、上記②または③の対象例のような状態であり、見守りや一部支援を必要とする。</p>	<p>身体障害者授産施設支援（入所）</p> <p>カ. 入浴の準備及び後片付けに関する支援 入浴の準備や後片付けについて支援を必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ等により、脱衣場と洗い場間の移動に介助を必要とする。</p> <p>② 入浴に必要な道具（じょくそう（床ずれ）防止のためのマットやスポンジ等を含む。）を用意することに支援を必要とする。</p> <p>③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、準備や後片付けに関する習慣や方法が習得されていない等のため、見守り等の支援を必要とする。</p> <p>[各選択肢の基準]</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、<u>ほぼ全面的な介助や支援を必要とする。</u></p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、一部に介助や見守りを必要とする。あるいは、<u>上記②または③の対象例のような状態であり、見守りや一部支援を必要とする。</u></p>
<p>ト. 作業中の安全への配慮 作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。</p>	<p>ト. 作業中の安全への配慮 作業中の安全への配慮が必要であるかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 視覚障害のため、手元の状況を視覚的に確認することができない。</p> <p>② 聴覚障害のために、指示や声かけ、危険を知らせる音等のサインを確認することに制限がある。</p>

<p>② 上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。</p> <p>③ 下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）。</p> <p>④ 知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、作業中は常に見守りや適宜の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。</p>	<p>③ 上肢や手指にまひや震せん等があり、巧緻性にかける。</p> <p>④ 下肢・体幹に制限があり、立位や座位のバランスが不安定であるか、または長時間の立位の維持が困難である（ただし、上肢や体幹に制限がなく、座位バランスに支障のない車いす利用者は除外。）。</p> <p>⑤ <u>脳性まひ等により危険なことに対して吐嚙に危険回避ができない。</u></p> <p>⑥ 知的障害やてんかん等を併せ持つことにより、介助や配慮を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、作業中は<u>ほぼ毎回</u>見守りや適宜の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、作業中は、ときどき見守りや適宜の支援を必要とすることがある。</p>
<p>知的障害者更生施設支援（入所）</p> <p>キ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援 入浴の介助（準備や後片付けに関する支援を含む）や入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 入浴の準備から後片付けまでの一連の入浴行為に関する習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。</p> <p>② 身体障害を併せ持つために入浴の準備から後片付けまでの一連の入浴行為について介助を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一連の入浴行為については全面的な支援や介助を必要とする。</p>	<p>知的障害者更生施設支援（入所）</p> <p>キ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援 入浴の介助（準備や後片付けに関する支援を含む）や入浴中の見守りを必要とするかどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 入浴の準備から後片付けまでの一連の入浴行為に関する習慣や方法が習得されていない等のため、支援を必要とする。</p> <p>② <u>てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。</u></p> <p>③ 身体障害を併せ持つために入浴の準備から後片付けまでの一連の入浴行為について介助を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一連の入浴行為については<u>ほぼ</u>全面的な支援や介助を必要とする。</p>

<p>(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守りを必要とする。</p>	<p>(イ) 部分的な支援が必要：上記の対象例のような状態であり、一部介助や見守りを必要とする。</p>
<p>サ. 清潔保持に関する支援</p> <p>清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>具体的な対象例としては、</p> <p>① 清潔な身なりを保つことに関する習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。</p> <p>② 何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排泄、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、常に確認や見守り等の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。</p>	<p>サ. 清潔保持に関する支援</p> <p>清潔保持（身体、衣服等）について支援を必要とするかどうかを判断する。</p> <p>具体的な対象例としては、</p> <p>① <u>清潔保持な身なりを保つことに関する習慣や方法が習得されていない等のため</u>、支援を必要とする。</p> <p>② 何らかの身体障害を併せ持つことにより、整容、排泄、入浴、衣服の着脱といった日常生活の各行為に制限があり、じょくそう（床ずれ）になりやすい等疾病を招く恐れがあり、支援を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、<u>日常的に</u>確認や見守り等の支援を必要とする。</p> <p>(イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、ときどき確認や見守り等の支援を必要とする。</p>
<p>知的障害者授産施設支援（通所）</p> <p>サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助</p> <p>日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）</p> <p>(イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員による相談面接を日常的に必要とする。（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことが</p>	<p>知的障害者授産施設支援（通所）</p> <p>サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助</p> <p>日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための支援が必要であるかどうかを判断する。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。（聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。）</p> <p>(イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員等による相談面接を日常的に必要とする。（聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたこと</p>

<p>あるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p> <p>シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援 余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。</p> <p>② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、常にマンツーマンでの支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときに常に付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているが常に付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p>	<p>があるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p> <p>シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援 余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。 具体的な対象例としては、</p> <p>① 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。</p> <p>② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行えず、付き添い等の支援を必要とする。</p> <p>〔各選択肢の基準〕</p> <p>(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、<u>ほぼ毎回</u>常にマンツーマンでの支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在何らかの余暇活動、地域の活動等を行っているかどうかを確認し、全く行っていないが、行うことを想定したときに<u>ほぼ毎回</u>付き添ってもらう等の支援を必要とするのであれば、あるいは、行っているが<u>ほぼ毎回</u>付き添ってもらう等の支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p> <p>(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態にあり、支援を必要とする。(聴き取りの際には、現在行っている外出や余暇活動、地域の活動等について支援を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)</p>
--	--

※ 上記のほか、誤字・脱字等の修正を行っている。

(参考資料 2)

- 知的障害者地域生活援助に係る障害の程度による単価の区分の見直し
(下線部分及び太枠部分が、追加した点)

区分	障害の程度
区分1	<p>下記の7つの項目のうち下記の支援を必要とするものが3つ以上当てはまる程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度</p> <p>① 食事、排せつ、入浴及び移動について、全介助又は一部介助を必要とする</p> <p>② <u>健康管理、金銭管理及び人間関係の調整について、全面的な支援を必要とする</u></p>
区分2	区分1に該当しない程度

日常生活動作等についての支援度合の判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助 又は 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片づけについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 食事の準備、摂食行為、後片づけについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全介助 又は 一部介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。 排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入浴	全介助 又は 一部介助	洗身・洗髪・浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。 洗身・洗髪・浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
移動	全介助 又は 一部介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
健康管理	全面的な支援	薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しがないよう常に服薬管理を必要とする。 または、てんかんや糖尿病、腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。
金銭管理	全面的な支援	金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
人間関係の調整	全面的な支援	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁等にほぼ毎日支援を必要とする。
行動障害	著しい あり	<p>下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。</p> <p>下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。</p> <p>① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為</p>